

四街道市教育振興基本計画（案）

「明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり」

平成24年10月

四街道市教育振興基本計画策定委員会

基本方針2 確かな学力を身につけた子どもを育てます.....	19
(1) 現状と課題.....	19
(2) 施策の方向性.....	19
(3) 目標の設定.....	20
(4) 主な施策.....	21
基本方針3 教師と子どもが深い信頼関係で結ばれた学校づくりを進めます.....	23
(1) 現状と課題.....	23
(2) 施策の方向性.....	23
(3) 目標の設定.....	23
(4) 主な施策.....	24
基本方針4 自己実現を目指す市民の学習・スポーツ活動を支援します.....	26
(1) 現状と課題.....	26
(2) 施策の方向性.....	26
(3) 目標の設定.....	26
(4) 主な施策.....	27
基本方針5 豊かな自然や先人の創り上げた伝統文化を受け継ぎ、新しい文化を創造 する市民活動を支援します.....	29
(1) 現状と課題.....	29
(2) 施策の方向性.....	29
(3) 目標の設定.....	30
(4) 主な施策.....	30
基本方針6 家庭・学校・地域のもつ教育力を高め合い、三者が連携する体制づくり を進めます.....	32
(1) 現状と課題.....	32
(2) 施策の方向性.....	32
(3) 目標の設定.....	33
(4) 主な施策.....	33

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制.....	36
(1) 情報の発信.....	36
(2) 関係機関・団体等との連携.....	36
(3) 事業の実施計画.....	36
2 計画の進捗状況の把握と見直し.....	36
(1) 教育施策の点検評価.....	36
(2) 計画の見直し.....	36

資料

1	四街道市教育振興基本計画策定委員会設置要綱.....	38
2	四街道市教育振興基本計画策定本部要領.....	40
3	策定経過.....	42

第1章 計画の策定

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に、制定から約60年ぶりに教育基本法が改正されました。改正された教育基本法では、「人格の完成」や「個人の尊厳」など、これまでの普遍的な理念は大切にしながら、従来の理念に加えて「教育立国」の実現に向けて

- (1) 知・徳・体の調和がとれ、生涯にわたって自己実現を目指す自立した人間
- (2) 公共の精神を尊び、国家・社会の形成に主体的に参画する国民
- (3) 我が国の伝統と文化を基盤として国際社会を生きる日本人

の育成を目指すことを明確にしています。

さらに、教育の理念を踏まえて、日本の教育が目指すべき姿を国民に明示し、その実現に向けた道筋を明らかにするため、教育基本法第17条に「教育振興基本計画」の策定に関する規定を新たに設け、各地方公共団体へ同様の計画を策定するよう努力目標として位置付けられました。

本市では、これまでに教育を取り巻く状況を踏まえ、四街道市総合計画や、教育分野における個別計画を策定し教育施策を推進してまいりましたが、今後より一層の推進を図るため、本市教育の方向性を示す「四街道市教育振興基本計画」を策定しました。

《改正された教育基本法（平成18年12月22日施行）》

（教育振興基本計画）

第17条 政府は教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなくてはならない。

2 計画の期間

この計画は、今後10年間を通して四街道市の教育が目指す姿と、平成25年度から平成29年度の間における基本方針と主な施策を示すものです。

3 計画の策定体制

国は平成20年7月に「教育振興基本計画」を策定し、今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策を示しました。(第1期計画期間：平成20年度～24年度)

また、千葉県においては、平成22年3月に、千葉県教育振興基本計画〈みんなで取り組む「教育立県ちば」プラン〉を策定しました。

本市では、国及び千葉県の教育振興基本計画を参酌することはもちろん、教育委員会内部組織として策定本部会、また、学識経験者、社会教育委員、PTA、学校長、教職員、公募した市民委員を含む策定委員会を立ち上げ議論を重ね、更に市民意見聴取（パブリックコメント）を通じて広く市民の方々にも計画策定に参画していただきました。

本計画では、基本理念、基本方針及び主な施策は掲載していますが、この計画に基づき実際に実施する事業等については、社会情勢などの変化に柔軟な対応ができるよう、毎年度「教育施策」として別途定めるものとします。

第2章 教育の現状

1 教育をめぐる社会変化

我が国においては、近年、少子化による人口減少、高齢化、核家族化の進行や経済・雇用情勢などが大きく変化しています。また、グローバル化、情報化の進展、科学技術の急速な進歩、環境問題の深刻化などにより、教育が担うべき役割や範囲が高度化、多様化しています。更に、個人の価値観は高度経済成長期を境に、集団的画一的な傾向から、個を重視する傾向に変化しています。

このような社会変化の中で、人との交流や様々な活動・経験を通じた豊かな人間関係を築くことが難しくなっており、子どもに限らず大人まで規範意識や道徳心、自律心の低下が指摘されています。

(1) 少子高齢化

少子化の進展により、我が国は平成 17 年を境に人口減少に入り、高齢者の割合が他国に例を見ないスピードで急速に増加しています。平成 22 年の国勢調査では、年少人口 13.2%、老年人口 23.0%となっています。

本市においては、総人口は今でも若干増加しているものの、年齢構成を国勢調査の結果と比較すると昭和 50 年には年少人口が 28.6%、老年人口が 5.5%でしたが、平成 22 年では、年少人口が 13.6%、老年人口が 23.2%となっています。

(2) 核家族化

平成 22 年の国勢調査における核家族世帯数は、総世帯数 51,842,307 世帯のうち 29,206,899 世帯で、核家族世帯の割合は 56.3%です。本市においては、総世帯数 32,514 世帯のうち、核家族世帯数は 23,255 世帯で、核家族世帯の割合は、71.5%です。千葉県内の核家族世帯の割合では、本市が 2 位、全国市町村ランキングにおいても 19 位となっていることから、核家族世帯の割合が高い地域であるということがわかります。

(3) グローバル化

経済のグローバル化が進展する中で、物・金・人のほかに、制度（市場経済・民主主義・企業組織・金融システム・教育制度など）までもが、国境を越えて移動しています。生活の中に知らず知らずに異文化が入りこんでくるので、日本の文化や歴史教育の重要性が高まっています。

人の移動に関しては、日本国籍を持たない子どもに対して「就学許可」という制度により公立学校への受入れをしており在籍している外国人児童生徒数は、年々増加しています。それに伴い、日本語指導が必要な外国人児童生徒数も増加傾向にあります。日本語指導は、外国人だけでなく、帰国子女等日本国籍を有する児童生徒にも必要な場合があります。

本市では、外国人小学生 43 人、中学生 19 人、日本語指導が必要な小学生 19 人、中学生

6人（平成24年5月現在）となっています。

（4）情報化

情報化の進展を背景として、暮らしの利便性が高まるとともに、あらゆる分野において情報の重要性が飛躍的に高まってきています。一方で、インターネット・携帯電話を介したいじめや犯罪が発生したり、有害情報が氾濫しています。さらに情報化を背景として、コミュニケーションの在り方の変化や、情報通信機器を介した仮想的な体験が、実社会における事実と混同される傾向も表れています。

「四街道市教育振興基本計画に係るアンケート調査」（※1）（以下「アンケート調査」という。）の中の自分専用の携帯電話やPHSの所有状況に関する設問では、小学5年生の22.2%、中学2年生の60.9%が「持っている」と回答しています。

携帯電話といっても、通話よりメールやインターネットなど他の機能の利用が主流となっている状況の中、アンケート調査の中の携帯等にフィルタリングはかかっているかという設問では、小学5年生では「わからない」が45.8%と最も多く、「かかっている」は34.6%でした。中学2年生では、「かかっている」が44.6%と最も多く、「わからない」が42.0%でした。

※1 「四街道市教育振興基本計画」に係るアンケート調査（平成23年5月実施）

「四街道市教育振興基本計画」にかかるアンケート調査報告書は、市ホームページに掲載しています。

本計画書と併せてご覧ください。

（5）環境問題

本市には、谷津田や斜面林など、視認性の高い緑に加えて、古木や巨木、集落周辺の防風林、湧水地、河川や水路に生息する昆虫類、鳥類、植物など、次代に引き継ぐべき貴重な自然が残されています。市民意識調査において「自然環境の良さ」は、常に高く評価されています。

しかしながら本市の緑は、都市化の進展や農林業者の減少を反映して徐々に少なくなっており、これに伴い市民が日常的に身近な緑とふれあう機会が減少しています。また、身近な空き地や緑が減少する中で、市民が憩い、子どもが走り回れるような遊び場が不足している状況にあります。

（6）東日本大震災の経験

東日本大震災が平成23年3月11日に発生しました。この未曾有の震災は、私たちに社会経済システムの在り方や人生観・価値観などに大きな問いを投げかけてきました。この震災は、被災地域だけの問題ではなく、今を生きる私たちが自らのこととして共有すべき課題です。想定外の事など様々な困難に直面しても、諦めることなく、状況を主体的かつ的確に判断し臨機応変に行動する力やコミュニケーション力などの必要性が改めて浮き彫

りになりました。

2 四街道市における教育の現状

四街道市は、自然と都市機能が調和した街で、比較的豊かな自然環境は、教育にとって大きな財産です。本市が培ってきた自然、文化等を子どもたち一人一人が認識し、自分との関わりを大切にしていけるとともに本市で学ぶことに誇りをもつことができる教育が求められています。

(1) 学校教育

学校教育では、学習指導要領が変わり、小学校は平成23年度から、中学校は平成24年度から全面実施され、高等学校や特別支援学校では、実施スケジュールに準拠して実施されています。学校においては、変更された学習指導要領への円滑な移行ができるよう、積極的に取り組んでいます。

学習面では、多くの子どもが意欲をもち、落ち着いて学習に取り組んでいます。学力は、全体として概ね平均を維持していますが、個々には思考力・判断力・表現力等に明らかな差も見受けられます。

生活や心の面では、学習や行事などの活動に協力して取り組もうとする様子が見られますが、道徳心や規範意識が低下し、基本的な生活習慣については身につけていない面があります。

体力・健康面では、外遊びや部活動をとおして、好んで体を動かす様子も多く見受けられます。県の体力・運動能力調査でも平均を上回る種目がある一方、体力や、運動習慣に個人差が見られます。また、バランスの良い食生活には関心が高くないといった傾向が見受けられます。

学校施設については、子どもの数が少子化の進行により減少傾向にあると予想されているため、学校規模の適正化が求められています。学校は子どもたちが一日の大半を過ごす場であるとともに、災害時には市民の避難場所となるなど重要な役割を担っていることから、校舎等の耐震化、老朽化への対応も順次行っています。

学校教育の成果は、教職員の資質、能力によることが大きいことから、各学校と市教育委員会が連携して研修等を開催し、教職員の資質、能力の向上に努めています。特に教科指導に係る授業力の向上は、児童生徒の学力の向上に関わることから重要であると認識しています。アンケート調査では、小中学校の教職員による回答の中で、「児童・生徒が授業を理解できない理由」として、小学校教職員の38.1%が「児童・生徒の理解する力が低下してきている」、中学校教職員の37.5%が「児童・生徒の学習意欲が不足している」と感じています。

学校では、社会全体の価値観の多様化を受け、子どもの教育について学校の指導のあり

方に関して説明を求められる場面が多くなり、教職員が相当のエネルギーを傾けているとともに報告書作成や会議・打ち合わせ等の「事務的な業務」、「生徒指導等」及び「補習・部活等」に要する時間が大幅に増加し、教職員が子どもと向き合う時間を確保しにくい状況となっています。アンケート調査結果でも「職務に対する多忙感」を感じている教職員が多く、「多忙感を解消するために必要なこと」として「事務量を減らすこと」が、最も多い回答でした。

(2) 家庭教育

家庭は、常に子どもの心の拠り所となるもので、すべての教育の出発点です。子どもは家族との触れ合いや地域の様々な行事を通じて、人間関係のあり方や社会のルールなどを自然に学ぶことができます。しかし、家族内に、浸透している個人主義的価値観により、家族が持つ共同体としての家族観が薄らぎ、そのことが家庭崩壊の要因の1つとなっています。家庭は、社会の基礎単位であり、国を支える一番の基礎であることから、共同体としての家庭のありかたを重視することが望まれています。

保護者は、子どもに対して、生活のために必要な習慣を身につけさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るなど、子どもの教育についての第一義的責任があります。しかしながら、核家族化の進行や近年の社会的経済的な条件の変化に伴い生活環境が安定しないなどの理由により、十分な教育環境を整えることができない家庭もあります。

アンケート調査の中の保護者への設問で、「家庭教育で必要な取り組み」について「家族の団らんのある場をつくる」という回答が最も多く、また、子どもに対する設問では「家に帰ったあと、一人で家にいることがあるか」については、小学5年生の63.1%、中学2年生の71.8%が一人で家にいる経験があると回答しています。一人で家にいる時間は、時間の長さ別に見ると、1時間以内が小学5年生の45.2%、中学2年生の38.1%と最も高い割合を示していますが、1時間を超える割合の合計は、1時間以内の割合を上回っています。

(3) 生涯学習・芸術文化・スポーツ

社会の大きな変化の中で、60歳以上の年代を中心に、生きがいや充実した生活を求めて、学習意欲は高まっています。一人一人が生涯にわたって学び続け、芸術文化・スポーツなどの生涯学習に取り組み、生きがいを持って生活できるよう、楽しみのための活動の場の確保、学習機会の充実、情報の提供などを行っています。このような中、公民館や武道館の老朽化が進んでいるため対応が求められています。

市民の芸術文化活動への関心が高まり、市民文化祭、市民演劇公演、子どもミュージカル公演、郷土作家展などを通じて、発表や鑑賞の機会を提供しています。また、プロの芸術家による、質の高い芸術文化に触れる機会の充実に努めています。

郷土の歴史や文化財については、市民共有の財産として後世に伝えるために、歴史的な

文化資産の保護体制の充実に努めるとともに、文化財の指定を行い、整理・保存に努め、学校や市民の学習活動を支援するため、資料の公開・展示を行っています。市史編さん事業については、市の歴史を後世に正しく伝え遺せるよう、資料を収集し、整理・分析及び保存を進めています。

スポーツについては、健康志向が高まり、ウォーキングなどをする姿が目にとまることが多くなりました。また、子どもから高齢者まで、「だれもが手軽に楽しめる」ことのできるニュースポーツ（ユニホック、ニチレクボール、ユニカールなど）教室を開催し、普及促進に努めることにより、愛好家が増えています。

アンケート調査で市民は、自分の健康状態、体力について約半数が、「普通」と回答しており、自己評価では標準意識が高いことがうかがえます。また、約8割の市民が、体力づくりのためにスポーツを行いたいと回答しています。

生涯学習は、自分のための学習であると同時にその成果を社会に還元していくことも期待されており、市民が主体的に相互に学び合う環境づくりを進め、地域の人材を発掘・育成・確保するとともに、市民が学んだ成果を地域社会に還元する施策の充実が求められています。

第3章 四街道市の目指す教育

1 基本理念

平成25年度から10年間の四街道市教育振興基本計画の基本理念を次のとおり定めます。

「明日を切り拓く、心豊かでたくましい人づくり」

教育の基本理念は、「教育の根本は人づくり」という考えを基に、作成しています。

1 知・徳・体の調和のとれた教育の推進

変化の激しいこれからの社会を生き抜くために、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和のとれた生きる力を育成する。

2 心と体の育成を根本とする子育ての推進

「自分のためにも、社会のためにも良い行いを進んで行おうとする心」と「自分の体を思いのままに動かすことができる体力のある体」の育成を根本とする子育てを推進する。

3 生涯を充実して生きていくための資質・能力の向上

充実した人生を送るために、自己実現のための資質と能力の向上に日々努める。

4 社会の形成者となる有為な人づくり

近年の社会構造の大きな変化と政治、経済、文化等のグローバル化に対応できる人づくりを進める。

5 家族を愛し、郷土や国を誇りに思う心の育成

教育によって家族を愛する心と郷土や国を誇りに思う心を醸成するとともに、世界の平和と繁栄に貢献する人を育成する。

2 四街道市の教育が目指す姿

今後10年間を通じて四街道市の教育が目指す5つの姿を掲げます。

- 1 志をもち、勤勉で勇気ある子どもたち
- 2 教師と子どもが強い絆で結ばれた明るく楽しい学校
- 3 生涯にわたり生きがいをもち、充実した日々を過ごす市民
- 4 自然と歴史を大切にし、伝統文化を継承しながら、新しい文化を創造する市民
- 5 家庭・学校・地域が連携し、それぞれの役割を果たし合う社会

第4章 基本方針と主な施策

1 今後5年間の基本方針

四街道市の教育の目指す姿を実現するため、今後5年間に取り組む6つの方針を掲げます。

基本方針 1

豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てます

基本方針 2

確かな学力を身につけた子どもを育てます

基本方針 3

教師と子どもが深い信頼関係で結ばれた学校づくりを進めます

基本方針 4

自己実現を目指す市民の学習・スポーツ活動を支援します

基本方針 5

豊かな自然や先人の創り上げた伝統文化を受け継ぎ、新しい文化を創造する市民活動を支援します

基本方針 6

家庭・学校・地域のもつ教育力を高め合い、三者が連携する体制づくりを進めます

2 基本方針と主な施策

今後5年間に取り組む6つの方針について、それぞれの現状と課題、施策の方向性、目標の設定、主な施策について示します。

基本方針 1

豊かな感性を育み、強い心で正義を尊ぶ、たくましい子どもを育てます

(1) 現状と課題

幼児期から学齢期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で極めて重要です。しかし近年、生活習慣の乱れ、自律心の低下や規範意識の希薄化、コミュニケーション能力の低下、いじめや不登校、学校生活への不適應等、多くの問題が指摘されています。本市の小中学校では、自尊感情を育むとともに、思いやる心と強い心の育成を目指し、全教育活動をとおして道徳教育の充実に努め、子どもたち一人一人の心に響かせ、実践に結びつけていく必要があります。特に、人権に対する正しい理解、偏見や差別のない学校生活を送る等、子どもたちの人権意識の高揚のための指導を重視し、高い人権意識をもって人と関わる力を育てることを目指しています。

また、近年、情報通信の発達やライフスタイルの変化に伴って、子どもの直接体験の不足が課題となっており、そのことが様々な問題状況を生み出す要因にもなっています。子どもたちの豊かな成長には、多くの人や社会、自然などと直接ふれあう体験活動が不可欠です。家庭・学校・地域が、様々なかたちで積極的に、多くの体験活動を行う場を提供することが必要です。

健康・スポーツ面では、新体力テスト結果から、市の児童生徒は、全国の平均レベルにあり、概ね良好な結果が出ています。しかしながら、運動する子どもとそうでない子どもの二極化の状況が見受けられ、運動することの楽しさや喜びを伝え、自ら進んで運動に取り組もうとする子どもを育てていくことが課題となっています。

さらに、本市は、私立大学、高等学校、特別支援学校や盲学校がある文教都市です。特にPTA活動は、幼・小・中・高・特別支援学校が連携して行われています。その特色を生かすため、幼児期から青年期の連続した教育の必要性を認識しながら、校種を超えたネットワーク作りを進めていくことが重要です。

(2) 施策の方向性

- ① 豊かな感性を育む教育を推進します。
- ② 強い心と正義感を育成します。
- ③ たくましい子どもを育成します。
- ④ 幼保・小・中・高・大・特別支援学校等の教育機関の連携を推進します。

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目 標 (平成 29 年度)	
全国学 力・学 習状況 調 査 (※2)	「人の気持ちが分かる人間 になりたいと思う」という 問いに対し、『そう思う』『ど ちらかといえばそう思う』	小学生 92.7% 中学生 92.9% (平成 21 年度)	100% 100%
	「人が困っているときは、 進んで助けますか」という 問いに対し『そう思う』『ど ちらかといえばそう思う』	小学生 71.8% 中学生 75.0% (平成 21 年度)	100% 100%
新体力テストの結果における運動能 力証交付率	小学校男女 32.0% 中学校男子 14.0% 中学校女子 35.2% (平成 23 年度)	40%以上 25%以上 45%以上	
スポーツ、芸術分野での活躍		全国大会、アジア大会、 世界大会出場者を輩出	

※2 全国学力・学習状況調査における、小学校は6年生、中学校は3年生の数値

(4) 主な施策

①豊かな感性を育む教育の推進

	施策の主題	内 容
1	心がわくわく する体験的な 学習の充実	子どもの感性を磨き、豊かな心を育むために、様々なかかわりを通して学ぶ体験的な学習は有効です。身近な施設や地域での社会参加活動や、異校種間交流等で直接人と関わる体験の場をつくることのできるよう支援します。
2	豊かな心を育 む読書活動の 推進	学校図書館を活用した知的な広がりや深まりある授業の展開、読書タイムの全校実施や読書に関する行事の企画運営に取り組みます。学校図書館指導員やボランティアを活用した読み聞かせ等の実施や、子どもに読ませたい本のリストの作成などをおして本の魅力を伝える活動を推進します。

	<p>また、蔵書等の図書環境の充実に努めるとともに、学校と図書館、学校間のネットワーク化を推進します。学校図書館の地域への開放については、実施のための調査研究を進めます。</p>
--	---

②強い心と正義感の育成

	施策の主題	内 容
1	自尊感情の育成	<p>道徳の時間を中心として、授業や部活動等、日々の学校生活の様々な場面で、子どもたち一人一人が、「人の役に立っている」「人から必要とされている」といった自己有用感、「できた」「やり遂げた」といった自信等を、実感として味わえる教育活動の充実に向け支援します。</p> <p>また、他者への思いやりの心や感謝の気持ちなどの育成にも力を入れ、豊かな体験を通して感性を磨き、よりよい生き方を追求できるように支援します。</p>
2	正義感・規範意識の育成	<p>道徳教育をはじめ様々な教育活動をとおして、偏見や差別のない心、正義感などを育む人権教育の充実に図ります。</p> <p>いじめ問題に対しては、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識のもと、いじめの未然防止や早期発見、早期対応を可能にするため家庭・学校・地域・関係機関等が連携し、「いじめを許さない学校づくり」を進めます。また、スクールカウンセラー（※3）の活用とともに、スクールソーシャルワーカー（※4）の配置に向けて取り組みます。</p> <p>さらに、組織的な生徒指導体制の確立と家庭との連携のもと、規範意識を育成し、子どもたち一人一人が、自分で考え、判断し、行動する能力を身につけられるようにします。</p>

※3 スクールカウンセラーは、心理検査や心理療法等を用いて、本人の抱える心の問題を改善・解決していく心理の専門家です。

※4 スクールソーシャルワーカーは、子どもに影響を及ぼしている家庭・学校・地域環境の改善に向けて、家庭・学校・地域の支援ネットワークを築く教育と福祉の専門家です。

③たくましい子どもの育成

	施策の主題	内 容
1	子どもの体力向上の推進	<p>学校生活全般における体育的活動の充実を図ります。また、心身ともにたくましい子どもを育成するために、運動部活動の活動内容の充実のために支援します。</p> <p>また、専門知識・技能を有する外部指導者を小中学校に派遣し、競技力の向上と教職員の指導力向上を図り、世界で活躍するスポーツ選手誕生を目指します。</p>
2	食育と健康教育の推進	<p>子どもたちが、正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるように、食に関する指導を充実します。</p> <p>「弁当の日」を定めるなど、食や料理に関する関心、食材や調理する人への感謝の気持ちを育んでいきます。</p> <p>また、生涯にわたって健康で充実した生活を営む能力を身につけるため、健康の維持増進に必要な継続的な運動や心の健康保持、望ましい生活習慣を身につける活動を推進します。</p>

④教育機関の連携推進

	施策の主題	内 容
1	異校種・教育機関との連携推進	<p>市内に幼稚園・保育園（所）・小学校・中学校・高等学校・大学、そして特別支援学校という多様な校種が存在する教育環境を有効に活用し、発達段階に応じた継続的な指導を実施するとともに、校種間の連携を通して教育活動の充実を図ります。</p> <p>また、人格形成の基礎を培う幼児教育の推進のために、幼稚園や保育園（所）と小学校との連携を支援します。</p>
2	一人一人が輝く特別支援教育の推進	<p>長年培ってきた特別支援教育の成果を生かし、就学前から義務教育終了後も含めた、生涯にわたる途切れのない支援を目指して、幼保・小・中・高・特別支援学校、関係機関が一体となる支援体制を推進します。</p> <p>また、この体制をもとにした学校内外の交流及び共同学習や、特別支援学校に在籍する子どもが、居住する地域で学ぶ居住地校交流を支援します。</p>

基本方針 2

確かな学力を身につけた子どもを育てます

(1) 現状と課題

変化の激しい社会でたくましく生きるには、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、課題を解決する能力である思考力・判断力・表現力の向上が求められています。

本市の子どもたちは、全国学力・学習状況調査や千葉県標準学力検査などによると、学力においては個々の差が大きくなり、また、帰宅後に家庭学習を計画的に行っている子どもは少なく、主体的に学ぼうとする学習意欲、学習態度が十分に身に付いていない傾向が表れています。今後、学校では、子どもの学力に応じて基礎的・基本的な知識・技能を習得させることと、家庭学習を柱とした日常的な学習習慣確立のための生活改善を図ることが重要です。

さらに、学力差の広がりの原因として、学習環境や保護者の価値観、家庭の経済状況等の生活環境が密接に関係していることもあり、子どもたちの学力向上のためには、学校と家庭が連携して取り組むことが課題です。

(2) 施策の方向性

- ① 魅力ある授業を推進します。
- ② 夢を育む教育、外国語教育等多様な学びを推進します。
- ③ 学校教育を充実させるための支援を行います。

(3) 目標の設定

目 標 項 目		現 状	目標 (平成 29 年度)
全国学力・学習状況調査	基礎基本の問題の平均正答率	小学校 6 年 全国平均とほぼ同じ 中学校 3 年 全国平均とほぼ同じ (平成 21 年度)	全国平均を上回る
	活用が中心となる問題の平均正答率	小学校 6 年 全国平均とほぼ同じ 中学校 3 年 全国平均とほぼ同じ (平成 21 年度)	全国平均を上回る
千葉県標準学力検査の平均得点 (各学年各教科において)		小学校 県平均とほぼ同じ 中学校 県平均とほぼ同じ (平成 21～23 年度)	県平均を上回る
英語検定 3 級程度の取得率 (中学校卒業まで)		中学校 3 年 21% (平成 23 年度)	50%以上
学校図書館での年間貸し出し冊数 (1 人あたり)		小学校 25.7 冊 中学校 3.4 冊 (平成 22 年度)	30 冊以上 10 冊以上
全国学力・学習状況調査の「将来の夢や目標をもっていますか」の問いに対する肯定的な回答		小学校 85.8% 中学校 74.3% (平成 21 年度)	100% 100%

(4) 主な施策

①魅力ある授業の推進

	施策の主題	内 容
1	学び合う授業の創造	<p>子どもたちが学習問題の解決のために、自分の思いや考えを生き生きと主張でき、互いに高め合い、磨き合うことができる学び合う授業の創造に向け各学校を支援します。</p> <p>また、小学校低学年におけるきめ細かな指導の充実のため、少人数学級、少人数指導等で児童一人一人の実態に応じた丁寧な指導に努め、基礎基本の定着を図ることで、わかる喜びと学ぶ楽しさを味わえる学習環境を整えます。</p>
2	教職員の授業力の向上	<p>教職員の授業力向上のために、各小中学校を授業力向上研究校に指定し、全ての教職員が、公開授業の実施と他校の授業参観を行うことで、自らの力量を高める機会充実のために支援します。</p> <p>また、既存の研究団体が実施する各種の研究会・研修会及び自主研修会の運営・参加についても支援します。</p>
3	問題解決的な学習及び体験的な学習の充実	<p>授業では、子どもたちが自ら課題を見だし、その解決に向けて主体的に取り組む問題解決的な学習を重視します。</p> <p>学習内容の定着を図るために、体験的な学習を推進し、授業を校内や教室内だけでなく、様々なところで見たり、聞いたり、触れたりする機会の充実に努めます。</p>

②多様な学びの推進

	施策の主題	内 容
1	小中一貫教育の推進	義務教育の9年間を一体的に捉え、子どもの学力向上、豊かな心の育成、基本的生活習慣の確立を図れるよう、市内の小中学校の中からモデル校を選定し、小中一貫教育の在り方について実践研究を行い、その成果を市内全小中学校へ広めます。
2	夢を育む教育の推進	キャリア教育を推進し、子どもが、将来の夢と希望を抱き、社会の中で自分らしい生き方を見出すことができるような取り組みを支援します。様々な分野で活躍している人の講話を聞く会、科学やスポーツなど子どもたちに関心や興味を促す学習の機会を充実させます。 また、指導にあたっては、勤労観・職業観を自ら形成・確立できる子どもの育成、職業生活に必要な知識・技能の習得、職場見学や職場体験等の社会体験の機会を充実させ、自己実現ができるように支援します。
3	外国語教育の推進	外国語指導助手の配置、語学に堪能な地域人材の積極的な活用及び、リバモア市との国際交流等を活かし、生きた外国語に触れる機会を一層充実させます。小学校では、体験的な学習活動等とおした外国語への慣れ親しみ、中学校では「聞く」「話す」「読む」「書く」の4つの技能をバランスよく高めながら、実践的な英語力の育成を図り、社会のグローバル化に対応できる人間形成を目指します。
4	情報教育の推進	情報活用能力を育成するため、ICT（情報通信技術）機器を活用した、わかりやすく深まりのある授業を展開し、情報教育の推進を図ると同時に、情報への関わり方を学ぶ情報モラル教育を推進します。 また、これらの活動を充実させるため、地域の人材を活用するとともに、電子黒板をはじめ教材機器の整備を推進し、その積極的な活用を促進します。

③学校教育充実の支援

	施策の主題	内 容
1	家庭との連携による学習習慣の形成	子どもたちの基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得のためには、学校だけでなく、家庭との連携協力が必要であることから、望ましい家庭学習の在り方について「手引き」等を作成し、学校や家庭を支援します。
2	子どもたちの学びを支える支援	各小中学校の要請や実態に応じ、個別の対応が必要な子どもたちのために様々な人的支援を行います。

基本方針 3

教師と子どもが深い信頼関係で結ばれた学校づくりを進めます

(1) 現状と課題

明るく楽しい学校づくりには、教職員と子どもたちとの間に深い信頼関係があることが必要です。

現状では、多くの子どもたちが学習や運動、その他の様々な活動に生き生きと取り組み、教職員も授業や行事等の工夫改善に努め、信頼関係の構築を図っています。

しかし、計画策定に向けた教職員へのアンケートからは、学校の職員として生きがいを感じながらも、多忙感や、ストレスを感じていること、また子どもたちとしっかりと向き合う時間の確保が十分ではないことがわかりました。

さらに、学校生活の中で一人一人が活躍し、認められるように努めていますが、同時にいじめや不登校の問題に対して、計画的・継続的な指導も必要な状況です。

また、信頼関係の構築の土台には、通学路を含め、子どもが生活する学校環境が安全・安心な場所であることは、欠かせない要件です。様々な状況を想定し、安全確保のための危険予知、危険回避のための指導や体制づくりをどう進めるかが課題です。

(2) 施策の方向性

- ① 信頼される教職員の育成を図ります。
- ② 地域とともにある学校づくりを推進します。
- ③ 安全・安心な学校づくりを推進します。

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目 標 (平成 29 年度)
小5、中2対象アンケート調査で「学校が楽しいか」という問いに対する肯定的な回答	小学5年生 90.0% 中学2年生 81.7% (平成 23 年度)	95%以上 90%以上
不登校児童生徒の出現率 (在籍児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合)	小学校 0.26% 中学校 2.60% (平成 23 年度)	0% 2%以下
市内教職員アンケート調査で「直近1年間でストレスが増えているか」という問いに対し「増えた」との回答	小学校 41.5% 中学校 41.3% (平成 23 年度)	20%以下 20%以下
学校施設の耐震化率	89.2% (平成 23 年度)	100%

(4) 主な施策

①信頼される教職員の育成

	施策の主題	内 容
1	教職員の資質 能力の向上	<p>子どもたちの心を動かすことができるような品位と魅力あふれる教職員を育成するために、教科についての専門的知識や指導技術などを確実に身につけるための研修等の充実を図ります。</p> <p>いじめや不登校、友人や学習についての悩み等に関する対応、教育相談に係る相談スキルの習得など、様々な教育問題に適切に対応できる資質の向上のために、研修内容の充実に努めます。</p> <p>今後の教職員の世代交代に対応し若手教職員の指導の強化を図ります。</p> <p>さらに、優れた教職員の顕彰について実施に向けて検討します。</p>
2	子どもに向き 合える環境づ くり	<p>教職員が子どもたちと向き合う時間を確保するために人的支援を行います。また、学校支援地域本部事業の充実を図ります。各学校には、教職員の多忙要因とされる会議や行事等の精選や重点化、ICT機器の効果的な活用、校務処理のシステム化、調査や報告事務の簡略化などの見直しを行い、学校事務の効率化を図ります。</p> <p>さらに、教職員の心の健康維持のため、相談体制の充実など、メンタルヘルス・ケアの推進を図ります。</p>

②地域とともにある学校づくりの推進

	施策の主題	内 容
1	開かれた学校づくりの推進	<p>地域の方々が学校の教育活動に参加したり、教職員が地域の活動に積極的に関わることで、保護者・地域と教職員が教育についての問題意識を共有することで、開かれた学校づくりを推進します。</p> <p>そのために、ホームページや各種たよりの地区回覧、地域の方々との語り合いなどをおして、積極的に学校の公開や情報提供を行い、学校の「見える化」を図ります。</p>
2	地域が誇れる学校づくりの推進	<p>学校や地域の実態に即して、地域と連携した1学校1プランなどの魅力的な学校づくりを推進し、学校の教育力が地域の中で十分な役割を果たすよう努めます。</p>
3	適正規模・適正配置	<p>適正な学校規模を確保し、子どもたちにとってより良い教育環境を提供し、一層の教育効果の向上を図るため、学校の適正規模や適正配置の検討を進めます。</p>

③安全・安心な学校づくりの推進

	施策の主題	内容
1	安全教育の充実	<p>大規模な自然災害を想定した防災教育の実施、「地域安全マップ」等を活用した交通安全指導や不審者への注意喚起、避難訓練の実施等をおして、実践的な危機回避能力を育てます。</p>
2	安全体制の充実	<p>学校内外に発生する事件事故から子どもたちを守るため、「学校安全計画」や「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」について、実態に応じた見直しを適宜行います。また、教職員については、即時の対応が求められることから、事前に相互の役割を認識しあい研修等を通して意識化に努めるなど、安全体制の充実を図ります。</p>
3	施設整備の充実	<p>学校は、子どもたちが一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には、地域の避難場所となるため、より安全、安心な施設となるよう、校舎等の改築や耐震改修を行い耐震性を確保します。</p> <p>また、施設設備の点検や補修を実施するとともに、経年劣化に伴う校舎等の整備については、バリアフリー化なども含めエコスクール（※5）の観点を取り入れた環境にやさしい施設の整備を計画的に進めます。</p>

※5 エコスクールとは、環境を考慮して整備した学校施設のことです。

基本方針 4

自己実現を目指す市民の学習・スポーツ活動を支援します

(1) 現状と課題

市民のアンケート調査では、心豊かで生きがいを持ち健康な生活を求める市民の学習志向、スポーツ活動への参加、健康づくりへの関心や実践的な取り組みへの意欲は高まっているといえます。現状では、市の多くの学習、スポーツ施設の老朽化が進み、当面は、現有の施設設備の計画的な維持管理運営に努めるとともに、施設設備の安心・安全性、緊急度等を総合的に判断し、優先順位によって修繕、工事等による施設整備を継続して行っています。

また、市民の学習・スポーツ活動を充実させるためには、市民が主体的に学習に取り組み、学び合い助け合う環境づくりが必要です。このためには市民の中から講座等をおして、リーダー等となる人材の発掘・育成・確保に努め、市民が学んだ成果を地域社会に還元するための施策の充実を図る必要があります。

(2) 施策の方向性

- ① 生涯学習活動、地域づくりのための生涯学習環境の整備を図ります。
- ② 心身ともに健康な生活を送るためのスポーツ振興を推進します。
- ③ 高等教育機関等との連携と地域人材の育成・活用を推進します。

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目標（平成 29 年度）
生涯学習活動に取り組んでいる人	67.3%（平成 18 年度）	70%以上
公民館利用者数	167,178 人（平成 23 年度） （1 日当たり 165 人）	177,300 人 （175 人）
図書館利用者数	93,300 人（平成 23 年度） （1 日当たり 323 人）	100,000 人 （346 人）
図書貸出冊数	353,591 冊（平成 23 年度） （利用者 1 人当たり 3.8 冊）	400,000 冊 （4.0 冊）
週 1 回以上運動をする成人	48.8%（平成 23 年度）	60%

(4) 主な施策

①生涯学習環境の整備

	施策の主題	内 容
1	生涯学習環境の整備	老朽化した公民館や図書館の改修や歴史民俗資料館の設置など社会教育施設の整備を計画的に進め、生涯学習や地域活動の拠点づくりを進めます。
2	公民館活動の充実	生涯学習を通して地域活動の拠点となる公民館運営を推進します。新たな公民館利用者を増やすため、魅力ある主催講座を開設します。 また、放課後や、休日に子どもたちが集う場所になるよう居場所づくりに取り組みます。 平成26年度から市内3公民館すべてで指定管理者制度を導入の予定であり、民間活力を活かした更なる公民館活動を推進します。
3	図書館の利用の推進	市民が必要とする多様な情報について、積極的に資料を収集し、提供します。 インターネットによる図書予約や学校図書館との連携を進め、利用者の利便性の向上に努めます。 また、図書館の管理運営について、指定管理者制度の導入を検討します。

②生涯スポーツの推進

	施策の主題	内 容
1	スポーツ環境の整備	<p>子どもから大人まで、全ての市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現を図ります。</p> <p>また、学校開放施設、社会体育施設の適正な維持管理に努めます。</p> <p>さらに、武道館の建て替えに着手するとともに、多目的広場の整備、スポーツ施設の安全化のための研究を進めます。</p>
2	活力あるスポーツ活動の支援	<p>人々のスポーツ活動が多様化・高度化している中、市民のニーズに応じた質の高い指導ができる人材の養成・確保・活用を図ります。</p> <p>また、総合型地域スポーツクラブなどの取り組みへの支援及び新規育成を進め、身の周りにある施設を利用して取り組めるスポーツの推奨に努めます。</p>

③高等教育機関等との連携と地域人材の育成・活用の推進

	施策の主題	内 容
1	高等教育機関等と連携した学習機会の提供	<p>大学等の高等教育機関と連携し、多様な学習情報を提供するとともに、公民館等を活用し、高度な知識・技術を習得する学習機会を提供します。</p>
2	地域における人材の育成・活用	<p>市民大学講座など生涯学習の成果を活用し、市民の主体的な学習活動の推進やまちづくりへの参加などを通して、活動を推進する市民の人材の育成を図ります。また、芸術文化・スポーツなど市民の学習成果を生かし、ボランティア人材として登録するなど、市民の学習活動支援や市政の場、各種まちづくり活動、学校教育での活用を推進します。</p>

基本方針 5

豊かな自然や先人の創り上げた伝統文化を受け継ぎ、新しい文化を創造する市民活動を支援します

(1) 現状と課題

本市は、都心への通勤圏にありながら、緑豊かな里山や谷津田が市街地に隣接しています。この緑豊かな自然を維持し続けてきたことは、多くの住民の理解と努力によるものです。人の生活がもたらす自然への影響を認識することは可能ですが、実際の生活の場で自然を守るための行動ができるためには、誰もがこの豊かな自然を守り続けようという、共通する価値観の醸成が必要です。

また、本市は豊かな自然のほかに、石仏をはじめとした文化財が多く点在し、発掘された埋蔵文化財をはじめ、民俗資料などが数多く収集、保存されてきています。今後それらの文化財を活かした学校での授業、子どもから大人まで四街道の歴史を学べる学習活動拠点の整備や展示会等により地域の文化資源を活用していくことが求められています。

さらに、地場産食材を使った学校給食の提供は、ふるさと四街道への愛着を高める機会となります。今後、様々な地域資源を生かし郷土の歴史や伝統文化への関心を高め、郷土を誇りに思う心をどのように育てていくかということが課題です。

一方、市文化センターでは芸術文化の発信基地として、市民演劇、少年少女ミュージカルなどの演劇やコンサート等の公演が開催され、市民文化祭や郷土作家展などにおいては、新たな芸術文化の芽吹きを感じることができます。

しかしながら、多くの市民は芸術文化を身近なものとして積極的に触れようとしたり、活動する意識が十分浸透しているとはいえない状況です。

また、多様化した価値観を人々が持つようになり、芸術文化に対するニーズを把握をすることがより難しくなっています。これまで行ってきた芸術文化活動の振興策を活性化させ、その効果が市内全域の市民に行き渡り、芸術文化の裾野を拓けていくことが当面の課題となっています。

(2) 施策の方向性

- ① 四街道の豊かな自然を大切に思う心の醸成を図ります。
- ② 地域や日本の伝統文化の継承を推進していきます。
- ③ 四街道の新しい文化の創造を支える市民活動を支援します。

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目標 (平成 29 年度)
歴史民俗資料室等の来場者数	705 人 (平成 23 年度)	1,500 人
芸術文化公演事業等の来場者数	2,700 人 (平成 23 年度)	4,000 人
市民文化祭への参加団体数	162 団体 (平成 23 年度)	180 団体

(4) 主な施策

①豊かな自然を大切に思う心の醸成

	施策の主題	内 容
1	“ふるさと四街道”の学習 (自然環境)	自然を利用した遊びや自然観察、フィールドワークによる調査や活動等を通して、現在の四街道の自然を守る心を育てる学習を推進します。地域団体や NPO 等による自然観察会や、冒険広場などを利用した自然の中での遊びの体験など、豊かな自然を認識できるような体験活動プログラム等の事業を通して、四街道の自然を肌で感じ、心に刻む機会の充実を図ります。また、子どもたちが主体となり、教職員や地域住民と協力して、地域環境を改善しながら、地域と地球を視野に入れた環境学習を推進します。
2	食をとおしたふるさと四街道への愛着の醸成	地場産物の積極的な活用や子どもたちのアイデアを取り入れた給食の献立、様々な食文化の学習等をとおして、郷土を心のよりどころにする気持ちを養います。

②伝統文化の継承の推進

	施策の主題	内 容
1	“ふるさと四街道”の学習 (伝統文化)	市制施行 30 周年記念誌「四街道の歴史」や社会科副読本を活用した授業、歴史民俗資料室の見学や所蔵品を活用した授業、地域の伝承行事を体験する授業等をとおして、今も生きる伝統文化を受け継いでいこうとする心を育てる学習を推進します。
2	地域遺産の保護・保存と継承	本市の歴史資料の収集、整理・分析及び保存を行うとともに、市内の文化財を活用した文化財巡りなど学習機会の充実を図ります。また、地域に伝わる伝統文化や伝承行事など、無形民俗文化財の保存・継承事業を支援します。 さらに、文化財の保護と有効な活用を促進するため、本市の歴史の学習と、まちづくりの活動拠点となる、歴史民俗資料館の整備について検討を進めます。

③新しい文化の創造

	施策の主題	内 容
1	芸術文化活動の支援	<p>市民の芸術文化活動を活性化させるため、芸術文化団体への支援と育成を行います。また、市民ギャラリーや展示ブースを利用し、市民の作品等の展示発表の場を提供し、市民芸術文化活動の向上や裾野の拡大を図り、本市の特徴を生かした新たな文化の発見や創造につながる活動への支援を推進します。</p>

基本方針 6

家庭・学校・地域の持つ教育力を高め合い、三者が連携する体制づくりを進めます

(1) 現状と課題

近年、インターネットや携帯電話等の爆発的な普及に伴うトラブルや軽犯罪等が増加し、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、また、最近の大規模地震をはじめとする自然災害発生の予測は、国民一人一人の防災意識の高まりとともに、地域の結びつきの大切さを再認識させる機会になっています。

子どもたちの生活は、学校だけでなく家庭や地域社会においても行われていることから、良好な教育環境づくりが重要です。現在でも子どもの教育は、学校に依存する傾向が強く、地域の教育力再生に向けた取り組みが必要とされています。このような状況のなかで市としては、子どもの教育は、第一義的には保護者の責任であるという認識をこれまで以上に高めていく必要があると考えます。このために家庭での教育を、地域社会が一体となって支援する体制を整備し、心身ともに健全な子どもたちを育て、同時に、様々なトラブルや危険から身を守るために家庭・学校・地域が連携した取り組みを推進します。

また、「学校支援地域本部事業」(※6)は、学校を支援する組織として地域の人々が積極的に学校に協力しようとする考えで進められています。家庭の教育力や地域の教育力の低下が指摘される中で、学校を支援する活動を通して、家庭・学校・地域の連携を強化し、社会全体の教育力向上を図っていくことが必要です。

※6 学校支援地域本部事業は、学校の求めに応じて必要な支援を地域のボランティアが行う体制の構築を目指す
文部科学省事業であり、ねらいは、次の3点です。

- (1) 地域の方の支援によって先生方がより教育活動に専念できるようにすること。
- (2) 地域住民が学習成果を生かせる自己実現の場を広げること（生きがいつくり）。
- (3) 地域の教育力を向上すること。

(2) 施策の方向性

- ① 家庭の教育力の向上のため、保護者への支援及び地域と連携した事業を推進します。
- ② 子どもたちが健全に育つ環境づくりを推進します。
- ③ 家庭・学校・地域が連携した事業を推進します。

(3) 目標の設定

目 標 項 目	現 状	目 標 (平成 29 年度)
全国学力・学習状況調査で「近所の人に会った時は、挨拶をしているか」の問いに対する肯定的な回答	小学校 89.1% 中学校 79.9% (平成 21 年度)	100% 100%
放課後や休日の子どもの居場所づくり	3 か所 (平成 23 年度)	5 か所
「子ども 110 番の家」登録軒数	2,401 軒 (平成 23 年度)	3,000 軒
市民一人一人が子どもを見守っている	44.5% (平成 23 年度)	50%

(4) 主な施策

①家庭の教育力の向上

	施策の主題	内 容
1	家庭教育の支援	<p>幼児・児童生徒の保護者等に家庭教育の大切さを学ぶ機会を提供します。</p> <p>あいさつや言葉づかい、「早寝早起き朝ご飯」の国民運動を通して基本的な生活習慣づくりや、人、物、自然を大切にする心を育成するなど人格の形成に必要な支援を進めます。</p> <p>また、子育てに関する情報の提供、講座等による学習会や親子のふれあいの機会を設けるなど家庭教育の充実を図るとともに、子育て支援に協力する人材の育成を行います。</p> <p>地域で子どもを育む環境づくりを進め、PTAや市民団体等と連携し、家庭の教育力を高めます。</p>

②地域の教育力の向上

	施策の主題	内 容
1	心豊かで健やかに育つ環境づくりの推進	<p>地域の人々との協働によって、放課後や週末の子どもたちの安全・安心な居場所を開設します。また、補導委員による「愛の一声」運動や、有害環境の浄化などをおして、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育つ環境づくりを推進します。</p> <p>平成 23 年中学生模擬議会で決議した「あいさつ・スマイル宣言」の取り組みを学校・家庭・地域で広め、挨拶をおして他への感謝や思いやりの心をもって接することを大切にする地域づくりを推進します。</p>
2	体験・交流活動等の場づくり	<p>地域の市民・団体・企業の協力を得て、子どもたちがその年齢に応じた生活や社会の中で役立つ技能の取得などの体験活動事業を推進します。また、社会貢献活動をおして自己の存在感を認識できるような場を提供します。</p>

③家庭・学校・地域の連携の推進

	施策の主題	内 容
1	地域人材の活用による学校支援や地域づくり活動の推進	<p>地域の協力を得て学校支援地域本部事業の一層の充実を図ります。</p> <p>学校を、地域コミュニティの拠点として捉え、地域の支援により教職員が教育活動に専念できる体制づくりや、市民の生きがいづくり及び地域の教育力の向上を図ります。</p>
2	地域ぐるみの安全体制の構築	<p>保護者や地域のボランティア、関係機関との連携により地域ぐるみで危険個所の点検に努め、子どもたちの登下校時の安全を見守る取り組みや体制を強化します。</p> <p>また、犯罪抑止効果を高めるため、不審者情報を配信する「よめーる」の登録者や「こども 110 番の家」の協力軒数の増加に努め、犯罪抑止効果を高めます。</p> <p>情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育む情報モラル教育に、家庭・学校・地域が連携して取り組みます。</p>

第5章 計画の推進体制

1 計画の推進体制

(1) 情報の発信

本計画は、教育行政推進の指針であり、子どもから大人までの市民全体が計画を推進しなければなりません。そのため、広報誌やホームページなどで市民への周知を図っていきます。

(2) 関係機関・団体等との連携

より効果的に本計画を推進するため、関係機関・団体等との連携を深め、理解と協力を求めていきます。

(3) 事業の実施計画

本計画をもとに毎年度「教育施策」を策定します。この施策は予算を含め具体的な事業の実施計画として位置付けされます。本計画の数値目標を達成するための重点的な施策と事業を示します。

2 計画の進捗状況の把握と見直し

(1) 教育施策の点検評価

改正教育基本法を受け、平成19年に一部改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たしていくため、教育委員会が、その権限に属する事務の管理・執行状況について、学識経験者の知見活用を図りながら教育施策について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しています。これにより、PDCAサイクルの理念に基づいて次年度以降の事業立案に反映させることが可能になります。

(2) 計画の見直し

現代における社会経済状況の変化はめまぐるしく、それに伴い、教育を取り巻く課題もその時々に応じて変化します。その結果、教育に対する市民ニーズも大きく変化すると思われれます。

そこで、時代の変化に適切に対応するため、計画の期間内であっても、必要があれば計画を見直します。

なお、この計画の策定以後に、教育分野における各施策を推進するために計画を策定する際には、本計画の理念及び四街道市の教育が目指す姿に則って策定します。

資 料

1 四街道市教育振興基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に基づく教育振興基本計画の策定にあたり、その検討を行うため、四街道市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、四街道市教育振興基本計画の策定にあたり、市民意見の取りまとめを含め必要な事項についての協議、検討を行い、同計画の案を作成し、教育長に報告するものとする。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから四街道市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者 2人以内
- (2) 小学校及び中学校の校長又は教頭 2人以内
- (3) 小学校及び中学校の教員 2人以内
- (4) 市PTA連絡協議会の保護者会員 2人以内
- (5) 社会教育委員 2人以内
- (6) 公募により選出された市民 3人

3 教育委員会は、前項の規定により委員を委嘱するときは、原則として9人を超えて一方の性で占めないように努めるものとする。

4 委員は、前条に規定する報告が終了したときに、解嘱されるものとする。

(会長等)

第4条 策定委員会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年9月17日から施行する。
- 2 第3条第2項の規定による委員の委嘱後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

四街道市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

委員氏名	選出区分	備考
坂東 侑司	学識経験	会長
金子 篤正	学識経験	副会長
臼田 たか	小中学校校長又は教頭	
高橋 信彦	小中学校校長又は教頭	平成24年3月まで
勝又 美代志	小中学校校長又は教頭	平成24年5月から
寺尾 哉	小中学校教員	
諸根 範代	小中学校教員	
原名 由里子	PTA連絡協議会の保護者会員	
山崎 英企	PTA連絡協議会の保護者会員	
江崎 俊夫	社会教育委員	
古川 美之	社会教育委員	
宮原 隆史	公募選出市民	
永澤 秀幸	公募選出市民	
新倉 節夫	公募選出市民	

2 四街道市教育振興基本計画策定本部要領

(設置)

第1条 (仮称)四街道市教育振興基本計画(以下「計画」という。)を策定するため、計画策定本部(以下「策定本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定本部は、次の各号に掲げる事項について処理するものとする。

- 2 計画の策定に関する資料を収集すること。
- 3 計画の素案等を作成し、計画策定委員会に報告すること。
- 4 その他計画を策定する上で必要となる事項を調査検討すること。

(策定本部の組織)

第3条 策定本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長には教育長を、副本部長には教育部長を、本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 本部長は、策定本部を統括し、策定本部を代表する。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(策定本部の会議)

第4条 策定本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めたときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(作業部会)

第5条 策定本部に作業部会を設置する。

- 2 作業部会の長は、教育部長の職にある者とし、部会員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 作業部会は、計画の策定に関する資料収集、素案作成等を行うほか、特に部会長が必要と認めた事項について調査検討する。
- 4 作業部会の会議は、部会長が招集し、部会長が議長となる。
- 5 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 策定本部の庶務は、教育部教育総務課において処理する。

(補則)

第7条 この要領に定めるもののほか、策定本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成22年9月17日から施行する。

別 表 1

(策定本部)

策定本部	所 属	職
本部長	教育委員会	教育長
副本部長	教育部	教育部長
本部員	教育部	次長（政策調整担当）
本部員	教育部 教育総務課	課長
本部員	教育部 学務課	課長
本部員	教育部 指導課	課長
本部員	教育部 社会教育課	課長
本部員	教育部 スポーツ振興課	課長
本部員	教育部 四街道公民館	館長
本部員	教育部 図書館	館長
本部員	教育部 青少年育成センター	所長

別 表 2

(作業部会)

作業部会	所 属	職
部会長	教育部	教育部長
部会員	教育部	次長（政策調整担当）
部会員	教育部 教育総務課	課長
部会員	教育部 教育総務課	グループリーダー等
部会員	教育部 学務課	
部会員	教育部 指導課	
部会員	教育部 社会教育課	
部会員	教育部 スポーツ振興課	
部会員	教育部 四街道公民館	
部会員	教育部 図書館	
部会員	教育部 青少年育成センター	

3 策定経過

(1) アンケート調査

- ①平成22年11月 策定本部会による設問の作成に着手
- ②平成23年4月 策定本部会作業部会によるアンケート調査用紙印刷製本
- ③平成23年5月11日から6月10日 アンケート調査実施
調査対象
 - 小学校5年生とその保護者 各837人
 - 中学校2年生とその保護者 各750人
 - 小学校教職員 278人
 - 中学校教職員 155人
 - 18歳以上の市民 2,000人
- ④平成23年7月 調査結果集計分析(委託)
- ⑤平成23年8月30日 「四街道市教育振興基本計画」に係るアンケート調査報告書
公表※「四街道市教育振興基本計画」に係るアンケート調査報告書は別掲載

(2) 四街道市教育振興基本計画策定委員会

- 第1回 平成23年 8月23日 傍聴人 1名
- 第2回 平成23年10月27日 傍聴人 1名
- 第3回 平成24年12月26日 傍聴人 1名
- 第4回 平成24年 2月20日 傍聴人 1名
- 第5回 平成24年 5月21日 傍聴人 2名
- 第6回 平成24年 7月23日 傍聴人 5名
- 第7回 平成24年10月 3日 傍聴人 5名

(3) 四街道市教育振興基本計画(案)提出

平成24年10月18日

策定委員会 坂東侑司会長、金子篤正副会長より、木村俊幸教育長に提出

(4) パブリックコメント

期間 平成24年11月1日から12月3日

人数 人

件数 延べ 件

(5) 教育委員会会議等

名 称	年 月 日	内 容
教育委員会委員協議会	平成 24 年 7 月 19 日	平成 24 年度教育委員会事務の点検・評価報告書について（平成 23 年度対象）
	平成 24 年 8 月 24 日	四街道市教育振興基本計画（案）について
	平成 24 年 月 日	パブリックコメントについて
教育委員会会議	平成 25 年 月 日	四街道市教育振興基本計画（案）の議決
その他	随時	策定委員会資料の内容・進捗状況等についての報告・確認